

令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査について(概要)

令和2年12月22日(火)

1. 調査目的

教職員の人事管理に資するため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教職員の人事行政の状況について、調査を実施。

2. 調査対象及び調査対象期間

47都道府県及び20指定都市の計67教育委員会を対象。令和元年度の状況を中心に調査。

3. 調査項目(※ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、調査項目を限定して実施)

- (1) 精神疾患による病気休職者等数
- (2) 懲戒処分又は訓告等(以下「懲戒処分等」という。)の状況(交通違反・交通事故、体罰、わいせつ行為等、個人情報
の不適切な取扱い、その他)
- (3) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭の登用状況
- (4) ハラスメントの防止措置の実施状況(新規実施)

4. 令和元年度の主な特徴

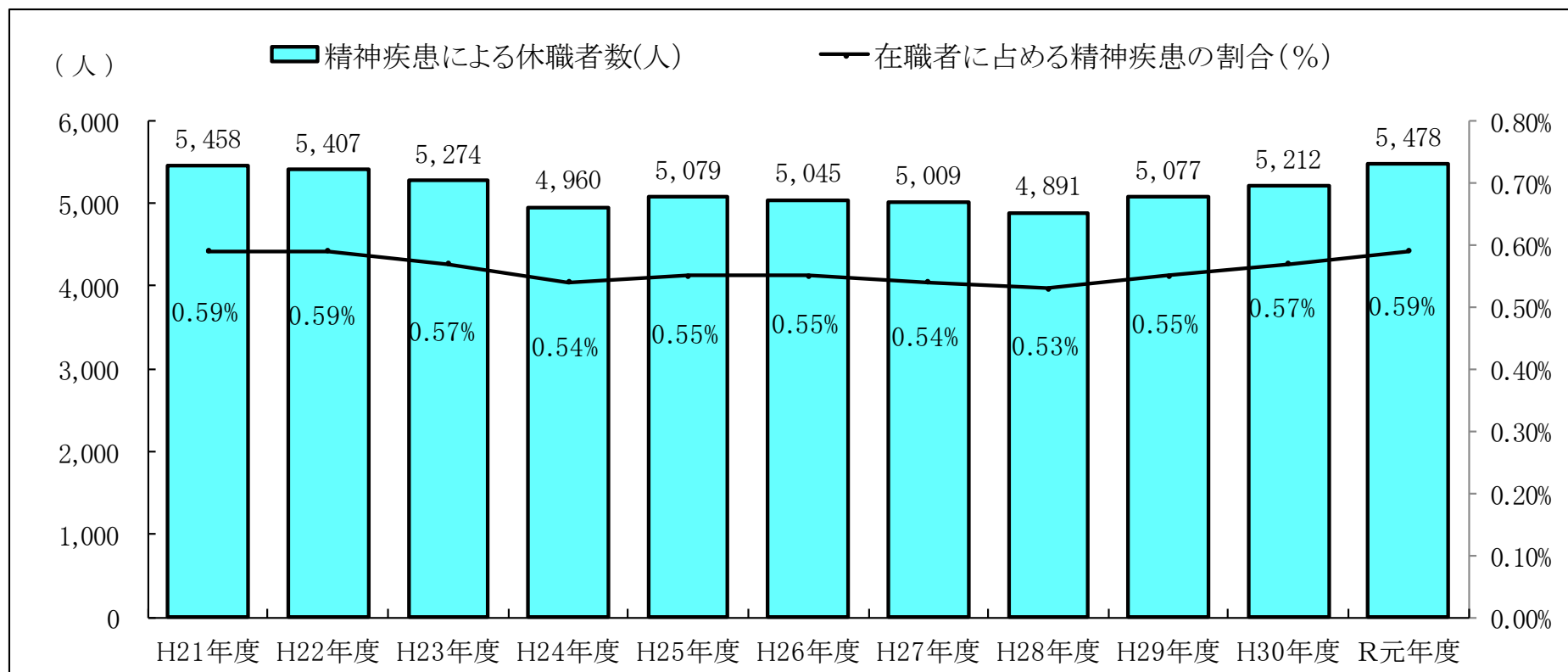
- ・精神疾患による病気休職者数は、5,478人(0.59%)で、前年度 5,212人(0.57%)から増加。(別紙1)
- ・体罰により懲戒処分等を受けた者は、550人(0.06%)で、前年度 578人(0.06%)から減少。(別紙2)
- ・わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、273人(0.03%)(前年度 282人(0.03%))。
うち、児童生徒に対するわいせつ行為により懲戒処分を受けた者は126人。(別紙2)
- ・女性の管理職(校長、副校長及び教頭)は、13,492人(19.7%)で、前年度 12,808人(18.6%)から増加。(別紙3)
- ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止措置に関する指針等は全都道府県・指定都市で策定済。
(別紙4)

教育職員の精神疾患による病気休職者数(令和元年度)

○教育職員(※)の精神疾患による病気休職者数は、5,478人(全教育職員数の0.59%)であり、平成30年度(5,212人)から増加し、人数は過去最多(在籍者に占める割合は平成21年度に次いで過去2番目)。

(※)公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員(総計920,370人(令和元年5月1日現在))

教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移(平成21年度～令和元年度)



教育職員の懲戒処分等の状況(令和元年度)

- 懲戒処分等を受けた教育職員は、4,675人(0.51%)で、平成30年度 (6,045人(0.66%))から1,370人減少。
 ・「体罰」により懲戒処分等を受けた者は、550人(0.06%)で、平成30年度578人(0.06%)から減少。
 ・「わいせつ行為等」により懲戒処分等を受けた者は、273人(0.03%)(平成30年度282人(0.03%))で、過去2番目の多さ。
 ・うち、児童生徒に対するわいせつ行為により懲戒処分を受けた者は126人(免職 121人)。

※()内の割合は教育職員数に対する割合

(単位:人)

区分	年度	懲戒処分					訓告等	総計
		免職	停職	減給	戒告	合計		
交通違反・ 交通事故	元	36	26	58	84	204	2,283	2,487
	30	27	42	72	99	240	<u>2,588</u>	<u>2,828</u>
体罰	元	0	18	68	56	142	408	550
	30	0	13	73	55	141	437	578
わいせつ 行為等	元 ※1	153 (121)	50 (5)	16 (0)	9 (0)	228 (126)	45 (0)	273 (126)
	30	163	57	18	7	245	37	282
個人情報の不 適切な取扱い	元	0	0	5	<u>10</u>	<u>15</u>	297	<u>312</u>
	30	0	1	19	20	40	287	327
その他	元	<u>23</u>	63	90	64	<u>240</u>	813	<u>1,053</u>
	30	41	63	69	59	232	1,798	2,030
合計	元	<u>212</u>	157	237	224	<u>829</u>	3,846	<u>4,675</u>
	30	231	176	251	240	898	<u>5,147</u>	<u>6,045</u>

※1 わいせつ行為等の令和元年度の()は、児童生徒に対するわいせつ行為による件数で内数。

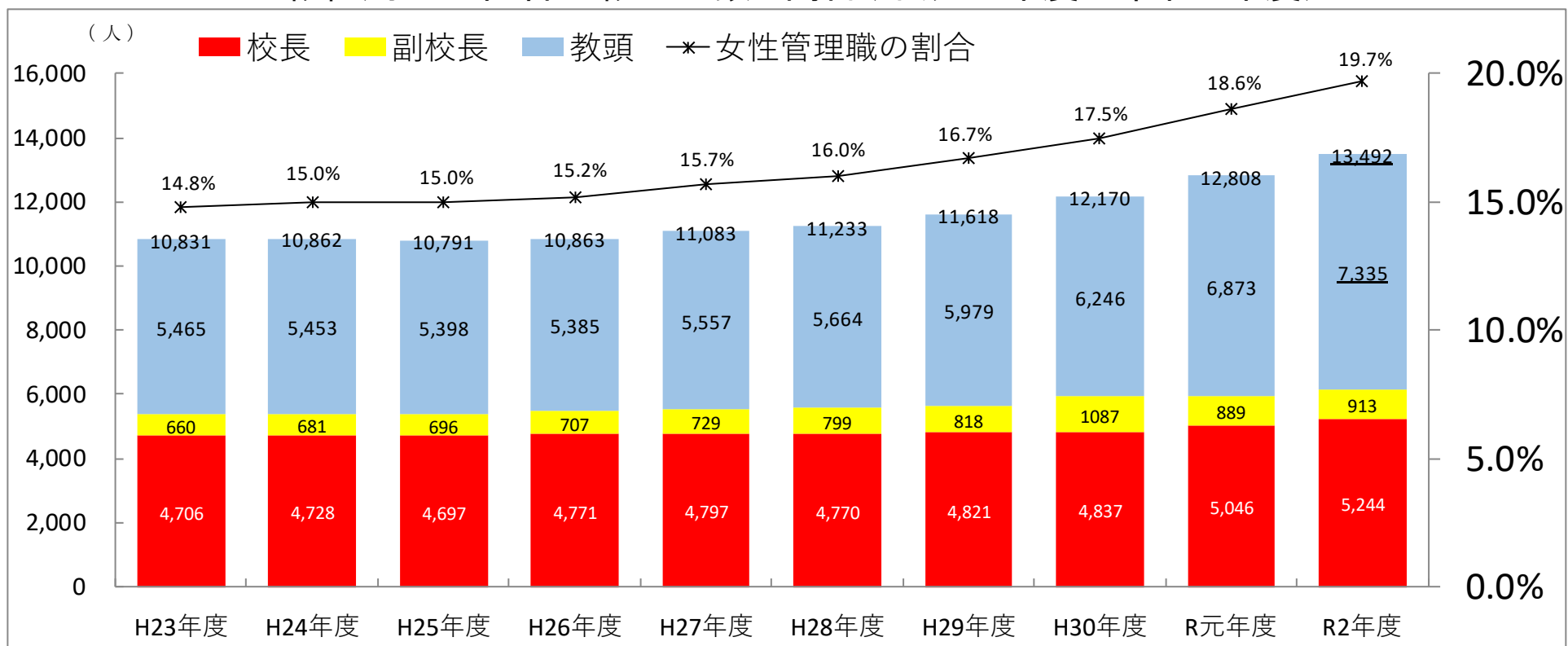
※数値に変更があったため、令和3年12月21日更新、令和4年12月26日更新(下線部)

女性管理職(校長、副校長及び教頭)の割合 (令和2年4月1日現在)

○女性の管理職(校長、副校長及び教頭)は13,492人で、平成31年4月1日現在から684人増加。

○女性管理職の割合は19.7%で、過去最高の割合。

職種別の女性管理職の人数と割合(平成23年度～令和2年度)



※数値に変更があったため、令和3年12月21日更新(下線部)

ハラスメントの防止措置の実施状況(令和2年6月1日現在)

※女性活躍推進法等の改正により、本年6月よりハラスメントの防止に関し必要な措置を講ずることが事業主である教育委員会に義務付けられたことなどを踏まえ、新たに調査を実施し、公表。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止措置について、「要綱・指針等の策定」「相談窓口の設置」「研修の実施」は全都道府県・指定都市で実施済。
- パワーハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントにおいて、一部措置が進んでいない都道府県・指定都市がある。

(実施済団体数・実施率)

区 分	パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
要綱・指針等の策定 ※	67団体(100%)	67団体(100%)	62団体(92.5%)
厳正に対処する旨の方針等の規定、職員への周知・啓発	57団体(85.1%)	67団体(100%)	47団体(70.1%)
相談窓口の設置	67団体(100%)	67団体(100%)	62団体(92.5%)
研修の実施	67団体(100%)	67団体(100%)	61団体(91.0%)

※「要綱・指針等の策定」は令和2年6月9日現在。

調査結果を踏まえた今後の対応

- 精神疾患による病気休職者数の人数が過去最多(在籍者に占める割合は過去2番目)となったことについて、原因として考えられる業務量の増加や複雑化、職場の人間関係に加え、令和2年度以降には、新型コロナウイルス感染症対応の職務により、精神的な緊張や心身の過度な負担につながることも懸念されることを踏まえ、以下の対応を行う。
 - ・改正給特法に基づく指針を踏まえて適正な勤務時間管理を徹底するほか、学校における働き方改革の様々な取組を総合的に推進
 - ・女性活躍推進法等の改正を踏まえたパワーハラスメントなどハラスメントの防止措置の徹底
 - ・校長等のラインによるケアや労働安全衛生管理の充実などメンタルヘルス対策の一層の推進
 - ・精神疾患等の健康障害についての相談窓口の整備の促進
 - ・過剰要求等に対して適切に対応するための弁護士等による法律相談体制の整備の促進 等
- わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者が依然として多い(過去2番目の多さ)ことについては、引き続き極めて深刻に受け止めており、以下の対応を行う。
 - ・児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員について、原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことを徹底
 - ・官報に公告される懲戒免職処分を受けた者の教員免許状失効情報の確認を支援する「官報情報検索ツール」の検索可能期間の直近40年間への延長と適切な活用の促進(令和3年2月中旬に提供開始予定)
 - ・学校環境整備や教育指導体制の見直し、児童生徒とSNS等による私的なやりとりを行ってはならないことの明確化等を含め、わいせつ行為等を生じさせないための予防的な取組の推進
 - ・各教育委員会の人事担当者を集めた研修会等において取組事例の共有を図るなど、あらゆる機会を捉えて、わいせつ行為等の防止に向けた取組を促進
- 体罰については、これまでの取組の結果もあって減少しているものの、学校現場において今なお体罰が発生していることも事実であるため本調査の結果について、各教育委員会等の生徒指導担当者向けの会議において直接説明するなど、引き続き、体罰根絶に向けて各教育委員会等に対する指導を行う。
- 女性の管理職の割合については、第4次男女共同参画基本計画の成果目標である20%に達しなかったものの、近年上昇し続け、過去最高となったものであり、引き続き女性教員の育成やハラスメントの防止等、各教育委員会における取組を促進する。
- その他、今後、本調査の結果を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項を通知するとともに、各教育委員会の人事担当者を集めた研修会において留意事項や取組事例を共有することにより、各教育委員会における適切な人事行政の実施を徹底する。